

議会基本条例対応表

大項目	中項目	小項目	浦幌町
条例の究極目的	豊かな(活力ある)まちづくり	-	制定時検討
	住民福祉の向上	-	制定時検討
議会の地位・役割・機能	地位	議事機関	制定時検討
		住民の代表機関	制定時検討
	役割・機能	行政の監視	制定時検討
		政策立案	制定時検討
		論点開示	制定時検討
議会の活動原則	開かれた議会としての活動	-	制定時検討
	町民参加の推進	-	制定時検討
	情報公開・情報提供・説明責任	正副議長選出方法(所信表明)	NO17
	討論の広場としての活動	-	制定時検討
議員の活動原則	自由な討議の尊重	-	制定時検討
	町民意見の的確な把握	-	制定時検討
	選良にふさわしい活動	-	NO6 NO38
	住民全体の福祉の向上を目指す活動	-	制定時検討

大項目	中項目	小項目	浦幌町
議会と住民の関係	情報公開・情報提供・説明責任	本会議・委員会の公開	NO38
		議会の情報公開	NO35 NO36
		議会活動の報告会開催	NO41
		広聴機能の導入	NO37
		議会審議の情報提供	NO35 NO36
		重要議案に対する各議員の態度の公表	NO43
	住民参加	住民が参加できる会議の開催	NO44 NO45 NO47
		参考人・公聴会制度の活用	NO4 NO5
		請願・陳情の場合の意見の聴取	NO40
		議会モニター	NO42
		住民・NPO等との意見交換	NO44 NO45 NO47
議会と執行機関の関係	質疑応答の方式	一問一答	NO11
		首長その他の職員の反問権	NO14
		会期中・閉会中の首長等に対する文書による質問	NO13
	首長の政策提案等の場合の説明事項の規定	-	NO29
	首長による予算・決算の政策説明資料の作成	-	NO24
	議員の首長等に対する口頭要求の文書化の要請	-	NO13 制定時検討
	政策執行に対する議会の評価	-	NO53

大項目	中項目	小項目	浦幌町
議会の権限	議決事件の拡大	-	NO2
議会の組織・会議の運営	委員会の適切な運営	-	NO20
		委員長報告の自己作成	NO20
		出前講座	NO22
	法定外の会議の設置	-	NO44
	議員定数	別に条例で定める	諮問5 別に
	会議の開催	定刻の開催	NO18
		休憩の場合の理由説明・再開時刻の告知	NO18
		傍聴者への資料等の提供	NO31
	議員相互間の自由討議の充実	議会が討論の広場であることの認識	制定時検討
		議論を尽くした合意形成	制定時検討
		町長等の本会議等への必要最小限度の出席	NO15
		積極的な議員提案の努力義務	制定時検討
	議会に付属する機関の設置	付属機関	NO5
		調査機関	NO4
		議会改革推進会議	NO50
	議会図書室の設置・公開	-	NO7
	議会広報の充実	-	NO25 NO34
	会派の活動	-	×
	議員懲罰	-	制定時検討
	議会事務局	調査・法務機能の充実	NO8
事務局職員の研修		NO9	

大項目	中項目	小項目	浦幌町
議員の政治倫理・報酬・政務調査費・研修	議員の政治倫理の確立	-	NO46
		別に条例で定める	NO46
	議員報酬	別に条例で定める	諮問6 別に
	政務調査費	別に条例で定める	NO10
	議員研修の充実	-	NO6
最高法規性	-	-	制定時検討
見直し手続	-	-	制定時検討
	時期	一般選挙後の任期開始後	制定時検討

議会基本条例条文以外の内容

執行機関への 依頼	町民参加・情報公開・情報発信・説明責任		NO1
議会と執行機関 の関係	専決処分	-	NO3
	質疑応答の方式	質問・答弁のあり方	NO12
議会と住民との 関係	情報公開・情報提供・説明責任	議長交際費の公開	NO16
		傍聴規則の見直し	NO39
議会の組織・会 議の運営	議席の指定	-	NO16
	会議の開催	休日・夜間の議会	NO19
	委員会の適切な運営	常任委員会の任期	NO21
	委員会の適切な運営	常任委員会の機能充実	NO22
	委員会の適切な運営	常任委員会への複数加入	NO23
	質疑応答方式	行政報告に対する質疑	NO27
	会議の開催	招集告示・事前調査	NO28
	会議(組織)の設置	その他会議(組織)の設置・法100-12	NO30
	情報提供・状況報告	一部事務組合・委員会状況報告	NO33
	会議の適切な運営	会議後の問題点・課題	NO54
	議事堂整備	-	NO48
議員会	-	NO52	
会議規則・運営 基準	規則・基準等	規則・基準等の見直し	NO55
議会基本条例	議会基本条例	条例制定	NO26
自治基本条例	自治基本条例	条例制定	NO49
住民投票	住民投票制度	制度	NO51